

曾於市伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領

令和4年2月16日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書の提出等)

第2条 伐採を行おうとする者（以下「届出者等」という。）は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条の規定により、伐採を開始する日前90日から30日までの間に、市長に伐採及び伐採後の造林の届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

2 届出者等の提出する届出書の添付書類は次の表に定めるものとする。

区分		添付書類	備考
1	所有者等の意思が確認できる書類	確約書（様式第2号）	必須
2	造林計画書	様式第3号	必須
3	伐採計画書	様式第4号	必須
4	森林所有者の住所が確認できる書類	住民票（マイナンバーを省いたもの）	必須
5	土地所有者が確認できる書類	登記簿謄本	必須
6	伐採の権限が確認出来る書類	土地の売買契約書又は立木の売買契約書	必須
7	伐採地及び搬出道が確認できる書類	伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしたもの	必須
8	添付書類の確認ができる書類	チェックリスト（様式第5号）	必須
9	道路管理者等との協議が確認できる書類	協議書（様式第6号）	市長が必要と認めた場合

10	その他市長が必要と認める書類	相続人代表であることの申立書	市長が必要と認めた場合
----	----------------	----------------	-------------

(計画の審査)

第3条 市長は、前条の規定により提出された届出書が、曾於市森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

(適合通知等)

第4条 市長は、前条の審査により、届出書に記載された内容が曾於市森林整備計画に適合すると認められる場合は、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書を、それ以外のときは伐採及び伐採後の届出確認通知書を届出者等に通知するものとする。

(作業看板の設置)

第5条 伐採を行なうものは、伐採を開始する日前30日以内に、伐採現場付近の分かりやすい場所に森林の所在場所、届出者名、伐採事業者、連絡先、伐採面積及び伐採期間を看板にて掲げるものとする。

(伐採届の受理の保留等)

第6条 市長は、届出書に虚偽の記載をした者、伐採行為により公共物等を損壊した者及び第三者に影響を与えた者については、その問題が完了するまで届出書を保留し、適合通知書及び届出確認通知書は通知しないものとする。また、新たな届出書についても受理しないものとする。

(伐採等状況報告)

第7条 伐採計画書(様式第4号)の提出者は、伐採完了後30日以内に、伐採に係る森林の状況報告書(様式第7号)を提出するものとする。

(造林等状況報告)

第8条 造林計画書(様式第3号)の提出者は、造林完了後30日以内に、伐採後の造林に係る森林の状況報告書(様式第8号)を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。